

2024 年度 JTU2・3 種公認審判員認定講習&試験及び 2・3 種更新講習会のお知らせ

新潟県トライアスロン連合技術委員会

1：日 時 2024 年 11 月 17 日（日）

2：日 程 a m 9：05～9：30 受付
9：30～12：30 2・3 種認定講習／3 種更新講習会、理解度試験
(ルール改定が多いことから 2 種の方も出席する) ミーティングルーム L
13：30～15：00 第 2 種試験 (2 種新規の方：コーチ室 L)
13：30～16：30 第 2 種更新の事例発表、ディスカッション：コーチ室 L
※2 種更新の方は発表用のレポートを準備してください。10 部印刷し、持参お願いいたします。
※ルールブックを主体とした講習になりますのでルールブックは必ず持参するか JTU ホームページ https://archive.jtu.or.jp/jtu/pdf/rulebook_20190123.pdf より印刷するか閲覧できるよう準備をお願いします。

3：会 場 ハードオフエコスタジアム ミーティングルーム (2 種試験会場：コーチ室 L)
〒950-0932 新潟県新潟市中央区長潟 570
TEL：025-287-8900

4：更新講習資格

1) 共通

2023 年度 JTU 登録者で、毎年継続会員の意志を有する 18 歳以上の会員又は新規受験者
審判資格継続の意志を有するものは当日更新講習参加の有無にかかわらず JTU 登録更新手続きをしてください。

2) 第 1 種新規受験者、第 1 種・第 2 種更新者

・更新講習会は更新者の論文発表の他、ブロック内の大会技術課題点の発表・問題点提起をベースとした意見交換、技術・審判運営に関する問題点と課題提起や紹介したい好事例等を予定し、技術審判レベル向上のための研修会を兼ねるものとする。

更新講習受講者は上記の意見交換のための作文を準備し、事前に審査員に提出すること。
(審査員は申し込み後、通知します。)

5：受験資格

◇新規受験の第 1 種公認審判員資格は次の会員です。

1) 申請資格：

- 第 2 種審判員での技術・審判業務を 3 年以上継続的にを行い、3 大会以上での実績があり、所属団体から推薦を受けた者。
- 審判業務を行った大会開催地の加盟団体や該当ブロックの評価を考慮することができる。
- 上記に満たない場合でも、集中的な業務実績やトライアスロン以外での関連実績などを評価し、特例を認めることがある。

2) 申請内容と承認手順 (加盟団体の推薦)

- 申請者は、第 1 種審判資格取得のために「決意表明 (400～600 字程度) * である調。」及び「過去 3 大会以上の報告 (書類提出または研修会・会議での発表)」を所属団体に提出する。
- 前述の他に、作文 (3,000～6,000 字。「である調」) 提出する。

◇第 2 種公認審判員受験資格者は次の会員です。

- 3 種で 3 年以上の審判経験を有する会員。又はこれと同等の経験と実績を有すると認められた会員。
- NTU 技術委員会の推薦を受けた者。

◇第 3 種公認審判員受験資格者は次の会員です。

特に資格は問いませんが、トライアスロンの知識向上を目指し、審判業務を行ってみたい方。

6：費 用

◇1 種受講	講習料及び認定料	¥ 5, 0 0 0
◇2 種新規受験	受験講習料及び認定料	¥ 5, 0 0 0
◇2 種更新	更新講習料及び更新料	¥ 3, 0 0 0
◇3 種新規受験	受験講習料及び認定料	¥ 2, 0 0 0
◇3 種更新	更新講習料及び更新料	¥ 2, 0 0 0

※ルールブックは 1100 円で販売いたします。(部数に限りがある場合があります。)

☐ 2024 年度登録費未納の方は、事前に登録をお願いいたします。

7：申し込方法と締切日

◆ 2024 年 11 月 15 日（金）までに NTU 事務局へご連絡ください。（ただし申請書は当日書いて頂きます。）

8：当日持参するもの

写真付身分証明書（J T U 審判証、免許証、パスポートなどのうち用意できるもの）

写真 2 枚（上半身 4 x 3 c m）※更新者は写真 1 枚と審判員証

印鑑、筆記用具、J T U ライセンスカード、ルールブック

9：注意事項

以下の事項に該当する場合は、受講ができませんので、ご了承ください。

- ・体調がすぐれない場合（感染及び感染が疑われる以下の症状がある）
- ・37. 5℃を超える発熱、咳・のどの痛み、倦怠感（だるさ）、息苦しさ、嗅覚や味覚の異常がある場合。
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
- ・開催日前 14 日以内に政府からの入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は居住者と濃厚接触がある場合。